皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、京都御所茶会に御臨席、併せて地方事情を御視察のため、十一月十六日午後四時三十一分御出門、大阪府及び京都府へ行幸啓、同月二十日同四時四十三分還幸啓になった。

官告発号

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全日本建設交運一般労働組合兵庫合同支部から、賃金の改訂に関する要求について、平成21年11月27日以降、同組合の組合員が従事する神戸フェリーバス株式会社の全職場（兵庫県、徳島県及び香川県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 21 年 11 月 26 日

厚生労働大臣　長妻　　昭

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、大分労働局の関係労働者を代表する者後藤泰宏の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 21 年 11 月 26 日

厚生労働大臣　長妻　　昭

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、大分労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成21年12月７日

４　推薦書及び添付書類提出先　大分労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

㈱１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低賃金の改正決定に関する公示

茨城労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年茨城労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 26 日

茨城労働局長　植松　　弘

第４号中「１時間762円」を「１時間765円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年12月31日から効力を生ずる。

茨城労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、茨城県鉄鋼業最低賃金（平成20年茨城労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 26 日

茨城労働局長　植松　　弘

第４号中「１時間782円」を「１時間785円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年12月31日から効力を生ずる。

茨城労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第１項の規定に基づき、茨城県各種商品小売業最低賃金（平成20年茨城労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 26 日

茨城労働局長　植松　　弘

第４号中「１時間734円」を「１時間737円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年12月31日から効力を生ずる。

山梨労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年山梨労働局最低賃金公示第２号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 26 日

山梨労働局長　山口　　晃

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金

１　適用する地域　山梨県の区域

２　適用する使用者　前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

３　適用する労働者　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

⑴　18歳未満又は65歳以上の者

⑵　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

⑶　次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃又は片付けの業務

ロ　手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う熟練を要しないバリ取り、取付け、穴あけ、レッテル貼り・ラベル貼り又はかしめの業務（これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。）

ハ　手作業により行う熟練を要しない検数、供給取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め、選別又はマスキングの業務（これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。）

４　前号の労働者に係る最低賃金額　１時間791円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

滋賀労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、滋賀県紡績業，化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業最低賃金（平成20年滋賀労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 26 日

滋賀労働局長　齋藤　文昭

第４号中「１時間726円」を「１時間727円」に改める。

滋賀労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金（平成20年滋賀労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 26 日

滋賀労働局長　齋藤　文昭

第４号中「１時間807円」を「１時間810円」に改める。